

米・麦・大豆を生産している農家のみなさまへ

水田経営所得安定対策の加入申請受付が 4月1日から始まります！！

1 対策のしくみ(収入減少影響緩和対策)

1) 対象者

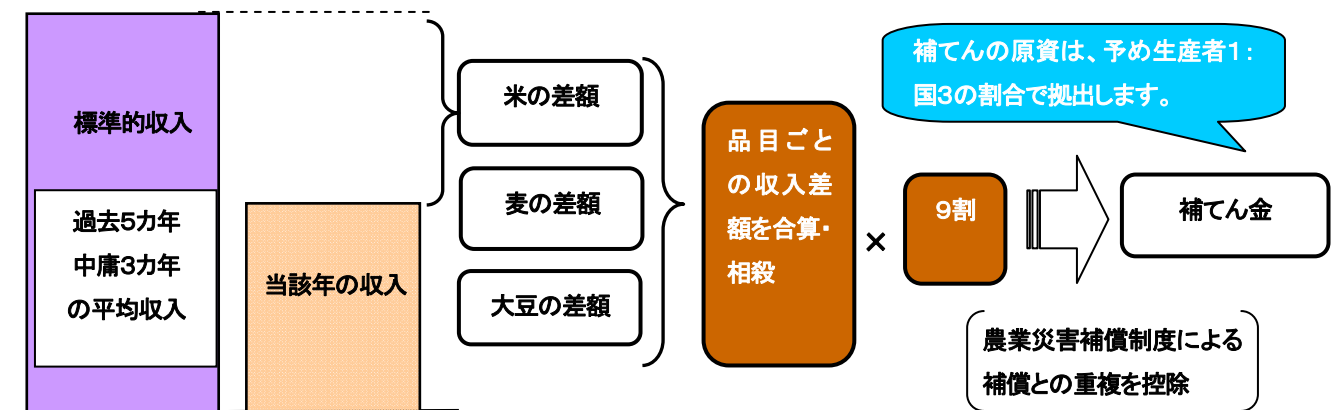


2) 対象作物



3) 支援内容

品目ごとの基準期間の平均収入(標準的収入)と当該年の収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について、生産者と国による拠出の範囲内で補てんします。



2 この対策についての詳しいことは・・・

連絡先: 徳島農政事務所 ● 農政推進課 農政専門官 電話 088-622-6132

(対象地域: 徳島市・鳴門市・阿波市【土成町、吉野町】・板野郡・名東郡・名西郡)

● 地域第一課 課長補佐(食糧担当) または計画係 電話 0884-22-0328

(対象地域: 阿南市・小松島市・勝浦郡・那賀郡・海部郡)

● 地域第二課 課長補佐(食糧担当) または計画係 電話 0883-25-3131

(対象地域: 吉野川市・美馬市・三好市・阿波市【阿波町、市場町】・美馬郡・三好郡)